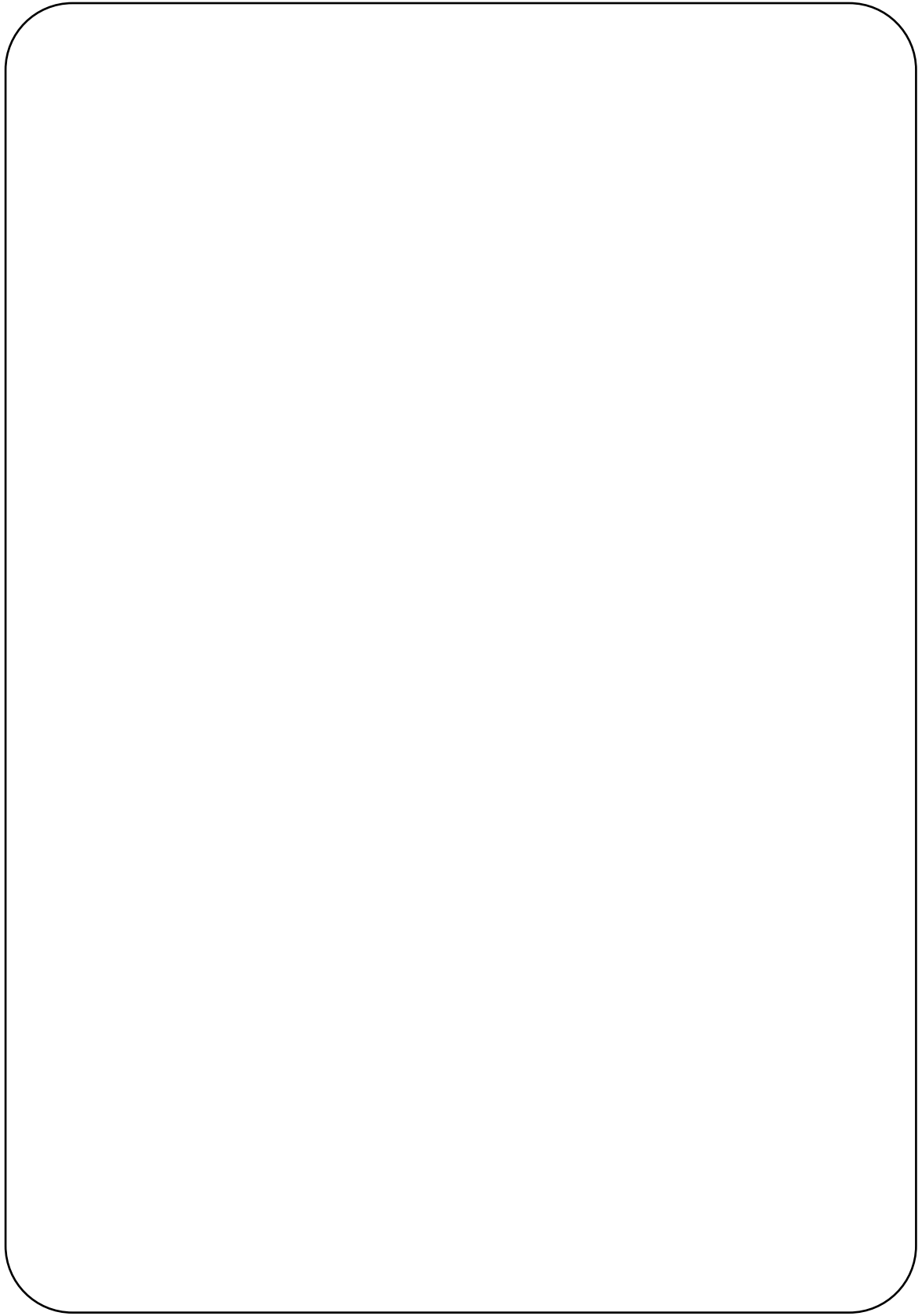


第3次草津市環境基本計画（素案）

（仮）～ 環境文化を礎に持続可能な社会を築く ～

令和2（2020）年8月11日



目 次

第1章	計画の基本的事項	1
1.	計画の策定根拠と位置づけ.....	1
2.	計画の対象範囲.....	2
3.	計画の期間.....	3
4.	環境づくりの行動主体.....	3
5.	計画の進捗管理と評価.....	4
第2章	「環境文化」のこれまで	5
1.	まちの成り立ち.....	5
2.	都市化と公害対策の時代.....	5
3.	環境文化の芽ばえ ～環境に配慮する社会への広がり～.....	6
4.	環境文化の広がり ～市民と行政のパートナーシップのもとでの“協働”～.....	6
第3章	環境を取りまく現状及び国内外の取組	9
1.	草津市域の現状と課題.....	9
2.	第2次草津市環境基本計画の成果と課題.....	10
3.	アンケート調査・ヒアリング調査結果.....	12
4.	環境の現状及び社会情勢.....	14
5.	国際的な動き.....	18
6.	国の環境政策.....	19
7.	県の環境政策.....	19
第4章	めざす環境像と基本方針	20
1.	めざす環境像.....	20
2.	基本方針.....	23
3.	環境づくり行動の原則「協働」.....	25
第5章	環境文化を高める取組	26
1.	リーディング事業.....	26
2.	施策の体系.....	30
3.	基本方針ごとの施策.....	31
	(参考資料)	51
1.	草津市の環境をとりまく現状.....	52
2.	コラム.....	61
3.	用語解説.....	65
4.	策定の経緯.....	69
5.	審議会委員名簿.....	70
6.	諮問・答申.....	71
7.	条例.....	72

第1章 計画の基本的事項

1. 計画の策定根拠と位置づけ

平成5（1993）年、国においては、日本の環境政策の根幹となる「環境基本法」が制定され、その中で環境保全に関する地方公共団体の責務について規定されました。

草津市においては、平成10（1998）年に「草津市環境基本条例」を施行し、その第8条には、環境基本計画の策定義務を定めています。この条例に基づき、平成12（2000）年度に草津市環境基本計画を策定し、平成23（2011）年度には第2次草津市環境基本計画を策定しました。

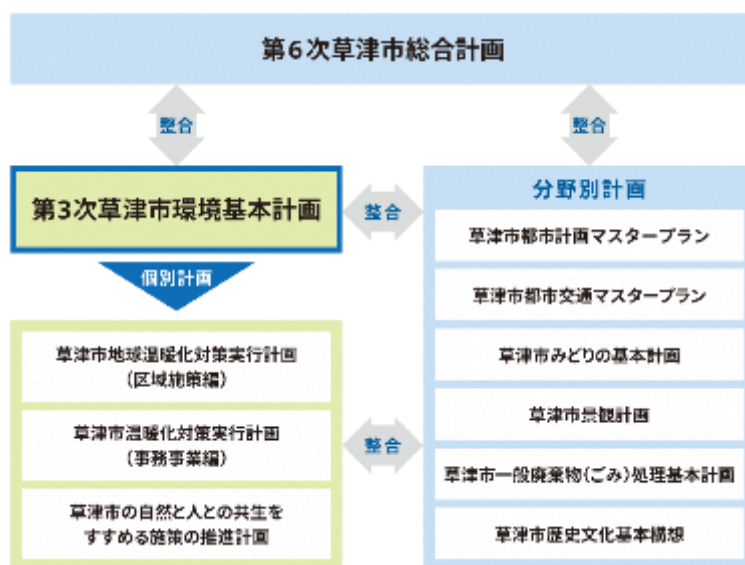
令和2（2020）年度に第2次草津市環境基本計画の計画期間が終了することから、環境課題の変化や社会情勢の変化を踏まえて、第3次草津市環境基本計画（以下、「本計画」とする）を策定するものです。

この度、草津市では、令和3（2021）年度から令和14（2032）年度までの12年間を計画期間とする「第6次草津市総合計画」を令和3（2021）年●月に策定しました。この第6次草津市総合計画では、「※※※※※<決定次第文言を挿入（○月頃）>」をまちの将来の姿として描いています。

本計画は、この将来像の実現に向けて“環境”の側面から推進するため基幹計画です。

その他、本市の他の計画やあらゆる部局で実施する施策などについては、環境分野において整合を図るものとします。

なお、本計画は、「草津市地球温暖化対策実行計画」や、「草津市の自然と人との共生をすすめる施策の推進計画」の上位計画として位置づけます。



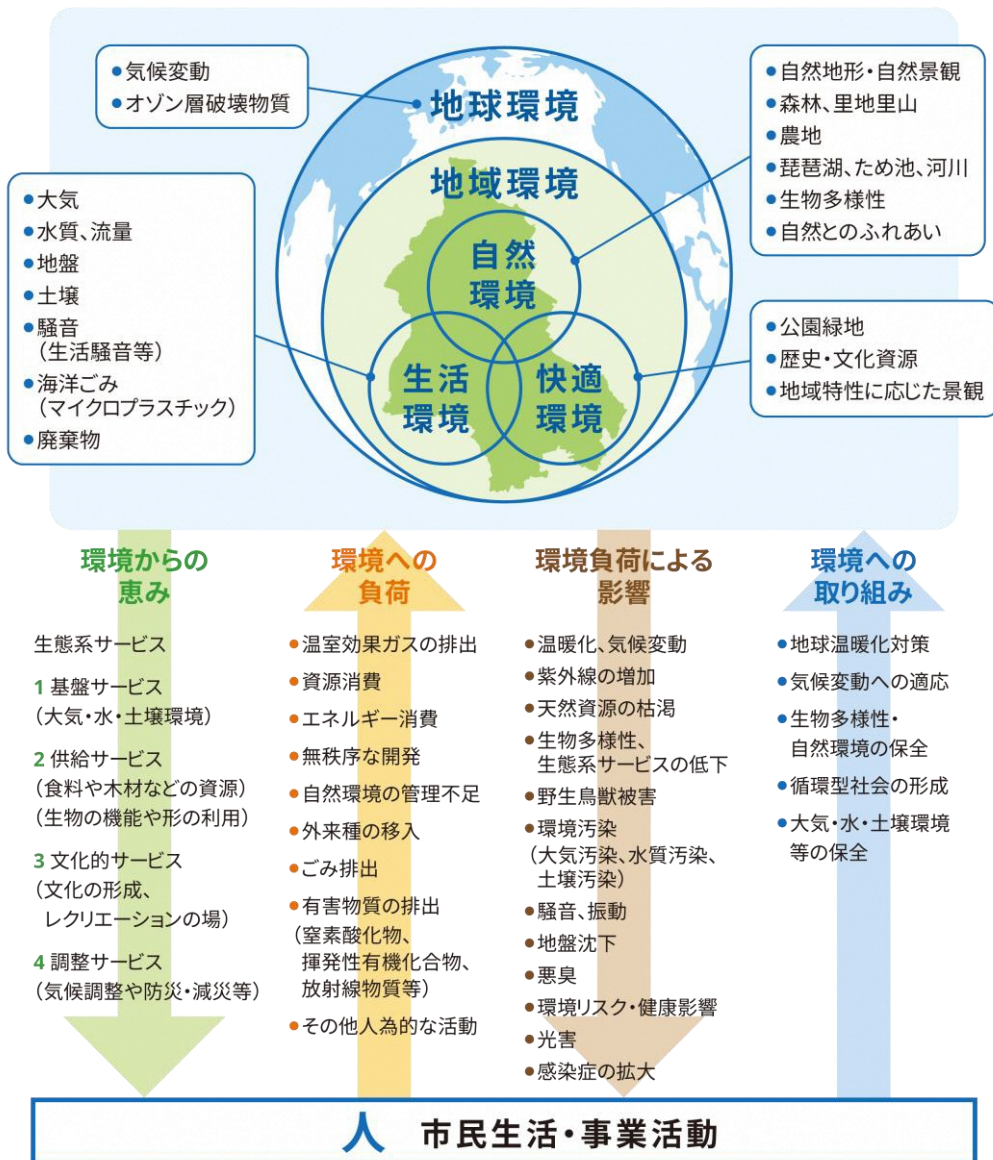
計画の相関図

2. 計画の対象範囲

(1) 計画が対象とする「環境」

本計画が対象とする環境の範囲は、地域の「自然環境」、「生活環境」、「快適環境」および、それらすべてを支える「地球環境」とします。

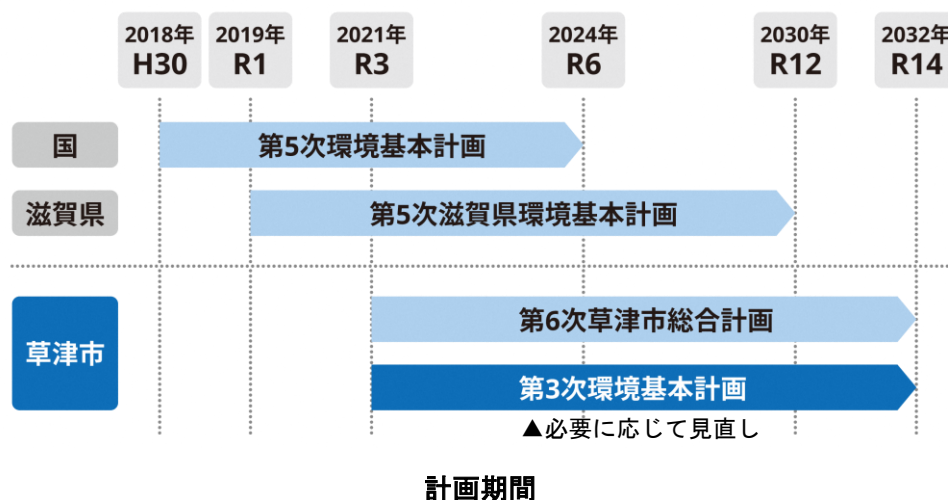
また、地球環境に影響を及ぼす「環境への負荷（資源消費、エネルギー消費等）」や、その原因になっている「市民生活・事業活動」も本計画の対象とします。



計画の対象範囲

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、第6次草津市総合計画と併せ、令和3（2021）年度から令和14（2032）年度までの12年間としますが、途中、国等の計画改定と整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。



4. 環境づくりの行動主体

環境づくり行動の主体は、草津市で生活し、活動する個人や団体としての「市民・地域」、市内で事業活動を行う「事業者」、および「行政」の3つに大きく分けて捉えます。

なお、市外からの通勤・通学者、観光客等は「市民・地域」に、大学などの研究機関は「事業者」に、また、国や滋賀県などの行政機関等については「行政」に含むものとします。

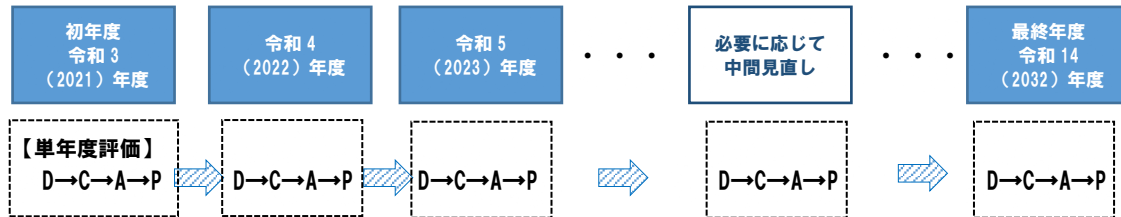
5. 計画の進捗管理と評価

この計画に定めた施策の取り組みについては、PDCAサイクルのもとで、その進捗を管理するものとします。



※PDCA サイクルとは、PLAN (P:計画)、DO (D:推進)、CHECK (C:点検・評価)、ACTION (A:改善策)の流れを繰り返すことで、計画の実効性を高める考え方です。

また、施策の達成評価を含めた計画の進捗管理については、毎年、草津市環境審議会にて検証し、その結果については、「くさつの環境」(3年毎に発行)や市ホームページなどを通じ、広く市民に公開していくものとします。



草津市環境基本計画の進行管理イメージ

第2章 「環境文化」のこれまで

「環境文化」は、「常に環境への興味・関心を持ち、その大切さを知り、環境と自分の行動との関わりを理解し、そして身の回りの小さなことから取り組む姿勢と行動力を持つこと」を表現しています。

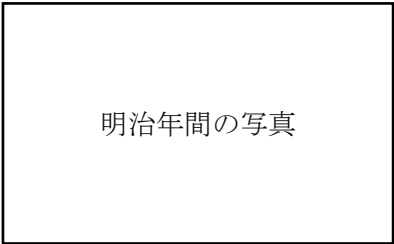
ここでは、草津市の成り立ち、都市化、公害対策の時代を経て、これまでの草津市の環境文化について説明します。

1. まちの成り立ち

草津市の歴史は古く、琵琶湖岸周辺には、縄文時代以降、人々の活動を示す数多くの痕跡がみられます。また、奈良時代には、市域南部の製鉄遺跡などで活発な生産活動が行われてきました。

一方、市域には古代より官道が通り、江戸時代には交通の要衝として発展し、街道沿いに営まれた集落や、周辺の農村、湖辺の漁村などでそれぞれの生活が営まれました。

明治以降は鉄道の開通に加えて、道路交通も充実し利便性の高いまちとして発展を続けています。



明治年間の写真


2. 都市化と公害対策の時代

昭和 40 年代からは、国土交通幹線となる鉄道・道路が集中して整備されるに伴い、丘陵地を中心に工場が、丘陵地から平野部にかけて住宅地が急速に開発されました。

昭和 40 年代後半になると、草津市は滋賀県を代表する工業都市として発展するに伴って、企業活動の影響による公害問題が発生しました。草津市役所では公害対策係、公害分析室を設置して対応に当たりました。環境問題に対する市民意識が初めて大きな高まりをみせたのが、この時期です。

同じ時期、滋賀県南部を中心に京都・大阪など大都市周辺のベッドタウンとしての役割が強まったことで、琵琶湖流域への大きな人口流入があり、琵琶湖には大量の生活排水が流れ込んだことにより、湖水の富栄養化を招きました。

その結果、水道ろ過障害、水道水の異臭等につながり、昭和 50 年代には赤潮が発生するに至りました。



赤潮など

3. 環境文化の芽ばえ ～環境に配慮する社会への広がり～

琵琶湖の水質問題が広く注目されるようになって、「水質悪化の有力な原因は、合成洗剤に含まれるリンである」との認識も広まり、市民運動が活発化しました。

けん引役は「草津市合成洗剤対策市民運動協議会（後の草津市水環境を守る市民運動協議会）」であり、リンを含まない“石けん”の普及を強力に推進しました。この“草津市の石けん運動”は、今もわが国の環境づくり市民運動のさきがけと言われています。

その活動は滋賀県全体に広がり「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例（昭和54（1979）年）」の制定、昭和59（1984）年の「第1回世界湖沼会議」の大津市開催、その後の草津市への国際湖沼環境委員会（ILEC、昭和61（1986）年）、国際連合環境計画国際環境技術センター（UNEP-IETC、平成4（1992）年）の設置など、世界規模での環境づくりの礎の確立にも結びつきました。

草津市も、草津市水環境を守る市民運動協議会とともに早くから生活排水対策に注力してきました。生活排水の環境負荷を軽減するために、微細目ストレーナーと三角コーナーを開発し、安価で提供することで、市民運動と連携しながら普及に努めました。

微細目ストレーナー

なお、その後には、県立琵琶湖博物館、市立水生植物公園みずの森などの魅力ある環境関連施設や JR 南草津駅や立命館大学びわこ・くさつキャンパス開設等のさらなる整備・集積も進みました。

4. 環境文化の広がり

～市民と行政のパートナーシップのもとでの“協働”～

第2次草津市環境基本計画（平成28年3月改訂版くさつ環境文化プラン）では、「エコミュージアムの展開」と「くさつエコスタイルの定着と発信」をリーディング事業として位置付け、市内にある様々な施設や活動団体等と連携した体験学習プログラムの開発・実践など、各種のエコアクションを促進する仕組みをつくりました。

平成13（2001）年には、「こどもエコクラブ全国大会」の会場市となったことをきっかけに、翌年度から「こども環境会議」を開催し、令和3（2021）年度で20周年をむかえました。また、地球温暖化防止の啓発を目的に「地球温暖化防止フェア in びわこ・くさつ（平成19（2007）年）」を全国に先がけ開催し、約24,000人の来場がありました。

さらに、市民・事業者・民間団体および行政等の協働による地域の地球温暖化防止市民運動を構築することを目的とした「草津市地球冷やしたい推進協議会」を平成21（2009）年に設立しました。会員数は、設立当初の24者から、73者（令和2（2020）年4月時点）へ推移しており、地球温暖化対策に取り組む協働の輪が広がりを見せています。



年表（草津市環境行政の歩み）



昭和4 6
昭和5 2



昭和5 6
昭和6 1
平成2

昭和5 6
昭和6 1
平成2

平成1 0
平成1 2
平成1 3



平成1 4
平成1 5
平成1 7
平成1 9
平成2 0
平成2 1
平成2 2

平成2 3
平成2 4
平成2 5
平成2 6
平成2 7
平成2 8
平成2 9
平成3 0
平成3 1

平成2 3
平成2 4
平成2 5
平成2 6
平成2 7
平成2 8
平成2 9
平成3 0
平成3 1

(写真) 新クリーンセンター

生物多様性アクション大賞受賞
(主催: 国連生物多様性の10年委員会)
平成25年: エコアイデアキッズびわ湖 優秀賞
平成26年: 渋川小学校 大賞
平成27年: 湖南企業いきもの応援団 優秀賞

草津市の主な出来事

県内・その他の主な出来事

昭和4 6
昭和5 2

昭和5 6
昭和6 1
平成2

平成1 0
平成1 2
平成1 3



平成1 4
平成1 5
平成1 7
平成1 9
平成2 0
平成2 1
平成2 2

平成2 3
平成2 4
平成2 5
平成2 6
平成2 7
平成2 8
平成2 9
平成3 0
平成3 1

平成2 3
平成2 4
平成2 5
平成2 6
平成2 7
平成2 8
平成2 9
平成3 0
平成3 1

「環境文化」について

琵琶湖周辺で暮らす人々は、古くから生業や生活の中で琵琶湖の水や自然とかがわる暮らしをしてきました。しかし、昭和30～40年代の高度成長期以降、大規模な工場の進出や市街地に住む人の増加により、暮らしを支える環境に変化を生じさせました。

また、経済活動が飛躍的に発展し、物質的な豊かさや便利さをもたらした一方で、心の豊かさを支える社会の在り方にひずみが見られ始めました。

さらに近年の環境問題は、地球温暖化問題など地球規模のものも数多く生じ、また、経済活動や社会のあり方とも絡み合う、複雑なものとなってきています。

こうした複雑な環境問題を解決していくためには、私たちが当たり前のように続けている生活や事業活動を見直して、環境への負荷が少ないものへと変えていくことが大切です。しかし、便利さに慣れ親しんだ生活を急に変えることは容易ではありません。また、一人ひとりの努力だけでは限界もあります。

ここで、1本の木を考えてみましょう。

木は小鳥や昆虫のすみかとなり、木陰をつくって夏の暑さを和らげ、根は地下水を蓄え、葉は空気の汚れや地球環境問題の原因となる二酸化炭素を吸収してくれます。また、新緑や紅葉は季節を伝え、その姿は街にうるおいを与えてくれます。

木の葉を一枚ちぎって、これを皿にしてごはんを盛ってみましょう。自然と季節の味わいを感じることができるでしょう。そしてその葉の皿は、土にかえすことにより、水を汚すこともなく、ごみにもならず、もう一度、次の世代の生命を育むことができます。

木を植え育てることはひとつの小さな行いです。でもこれは大きな広がりを持ち多様な環境問題を解決する糸口になるのです。反対に、ひとつの行いが様々な環境問題を引き起こす原因になっていることも考えられます。環境を知り、環境に配慮して行動すれば、小さなことでも環境を良い方向へ変えていく力に成ることが分かります。

環境問題を解決していくのは、私たち一人ひとりの責任です。常に環境への興味・関心を持ち、その大切さを知り、環境と自分の行動との関わりを理解し、そして身の回りの小さなことから取り組む姿勢と行動力を持つことを「環境文化」と呼びたいと思います。この「環境文化」を草津市に根付かせ、世代を超えて手渡していくことを環境づくりの基本に置きます。

第3章 環境を取りまく現状及び国内外の取組

1. 草津市域の現状と課題

(1) 環境問題に対する市民の取組の活性化の必要性

平成 30（2018）年に環境啓発の拠点である「くさつエコスタイルプラザ」が新しいクリーンセンターにできたことで、ワークショップ等の回数も増加し、環境学習の機会は増加しているものの、令和元（2019）年の市民アンケートの結果では、「地球温暖化対策に取り組んでいる」と答える割合は、30%台であり、今後も環境問題における取組の活性化が課題となっています。

(写真) エコスタイルプラザ
でのワークショップ

(2) 市民一人当たりの家庭系ごみ量の増加

草津市では、「まぜればごみ。分ければ資源」をモットーに、市民・地域・事業者が協働し、ごみの分別・資源化に努めた結果、平成 26（2014）年以降ごみ量は減少していましたが、新クリーンセンターの整備に伴うごみの排出方法の簡易化等により、平成 30（2018）年以降、増加傾向にあります。

(3) 農地の減少と宅地化の進展

草津市全体に占める農地（田畑）の割合は減少傾向にあります。平成 20（2008）年には、田畑の面積割合が住宅地の面積割合を上回っていましたが、平成 30（2018）年には住宅地の面積割合の方が高くなっています。

また、マンションなどの共同住宅が増加しており、都市化の傾向が見られます。

(4) 産業構造の変化

第 2 次産業の従業者数は減少傾向にあります。平成 3（1991）年に第 3 次産業の従事者数が第 2 次産業を上回り、現在は 7 割以上が第 3 次産業の従事者となっています。

(5) 高齢化の進展

全国的に人口減少が進む中、人口推計によると草津市の人口は 2030 年をピークに、増加傾向にあります。しかし、地域区分ごとの人口密度には差があり、駅周辺の地域で特に高く、湖岸側と山手側では低くなっています。

高齢化率については、全国同様に増加傾向にあり、高齢者人口は平成 2 年と比較して約 3.4 倍まで増加しています。地域区分別にみると、特に湖岸側の地域を中心に高くなっています。

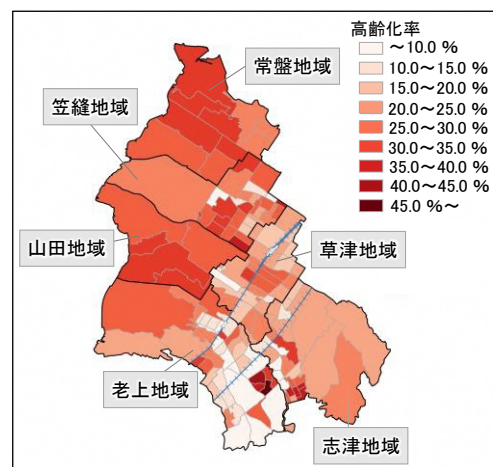


図 町丁字別高齢化率

2. 第2次草津市環境基本計画の成果と課題

第2次草津市環境基本計画は、平成23(2011)年から令和2(2020)年を計画期間として、「人とひと 人と自然が織りなす琵琶湖に開かれた環境文化都市 くさつ」を目指す環境像に据えて様々な取組が進められてきました。

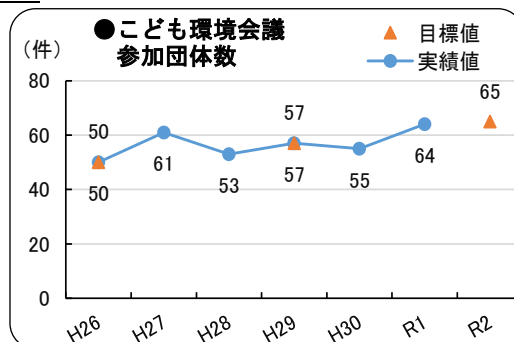
基本方針別に、第2次計画で定めた達成目標を基にし、成果や課題を振り返ります。

(1)基本方針1 環境学習社会づくり

達成目標1：市域において環境学習の機会が増える！

達成目標2：環境学習に参画する市民が増える！

こども環境会議等、地域、企業、学校等が連携・協働した環境学習が進められた他、平成30年(2018)年に環境啓発拠点である、「くさつエコスタイルプラザ」ができ、ワークショップ等も増加したことで、環境学習の機会は増えてきています。しかし、環境学習への参加者が環境に関心のある方へ偏っている傾向にあり、今後、より幅広い層が興味・関心を持って参画できる仕掛けが必要です。



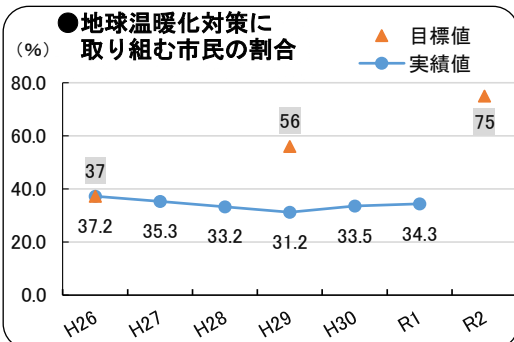
(2)基本方針2 低炭素社会への転換

達成目標1：地球温暖化対策に関する市民活動が活発である！

達成目標2：地球温暖化対策に関する企業活動が活発である！

地球温暖化対策の推進のため、地球冷やしたい推進フェア、草津エコフォーラム等の実施により、事業者・市民に対し啓発を行っていましたが、指標数値は横ばい状況です。

地球温暖化の問題に関しては、成果を目で見て確認することが難しい分野であり、市民・事業所が自ら取り組む仕組みづくりが今後の課題と考えられます。



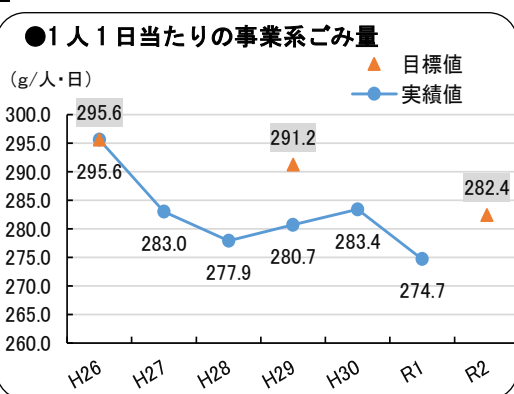
(3)基本方針3 資源循環型社会の構築

達成目標1：家庭からでるごみの量が減る！

達成目標2：事業所からでるごみの量が減る！

1人1日当たりの家庭系ごみ量については、平成26年以降は減少傾向にありましたが、平成30年以降は増加しています。リユースやリサイクルの一層の促進、食品ロスの取り組みなど、具体的なごみ減量についての意識づけが課題です。

一方で、事業所系ごみ量については、平成26年以降は減少傾向にあり、令和元年度に目標を達成しています。事業所訪問などによる指導の成果が出ていると考えられ、今後も引き続き、より一層の事業所系ごみ減量に向けた取り組みの推進が必要です。



(4)基本方針4 自然とともに生活する環境づくり

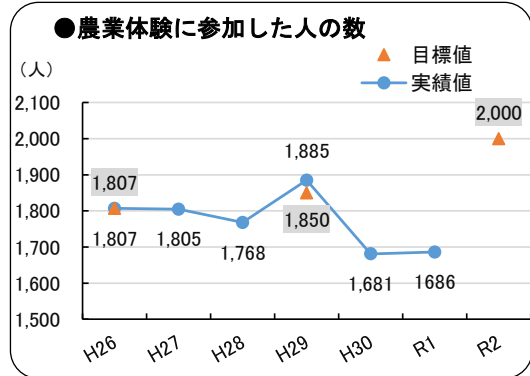
達成目標1：多種多様な生物が生息する空間が増える！

達成目標2：市内農業・農業者と交流をもつ市民が増える！

平成31年度（2019年）に自然環境保全地区の指定が進んだ一方、保全地区等の管理や地域の協力体制等に課題が出てきています。

しかしながら、企業が行政等と連携して生きもの調査等を行う「湖南企業いきもの応援団」等の先進的な生物多様性を保全する取り組みが生まれました。今後、このような取り組みを他地域へ広げていく必要があります。

また、農業体験など、多くの市民が楽しみながら参加できる仕組みづくりを行うことが今後の課題です。



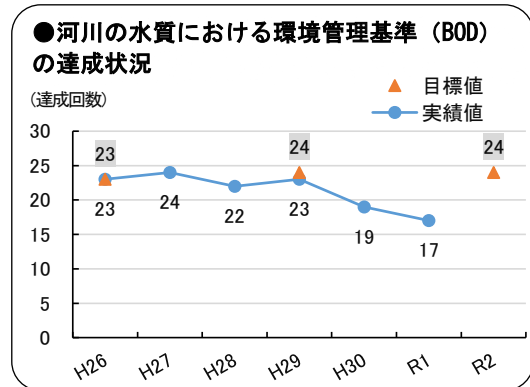
(5)基本方針5 環境汚染・公害への適切な対策

達成目標1：環境基準が常に達成されている！

達成目標2：市内の水洗化が向上する！

河川の水質における環境管理基準（BOD）について、平成30（2018）年度以降、基準の達成回数が減少しました。冬場に環境管理基準を超過している傾向があったことから、冬場に流域の事業所の排水を調査しています。しかしながら、検査結果に排水基準を超過するような問題はありませんでした。今後も、継続した調査・監視を引き続き実施します。

また、水洗化率は、宅地開発の増加や農業集落排水の公共下水道切換えにより、下水道接続人口の割合が増加し、目標値を達成しました。



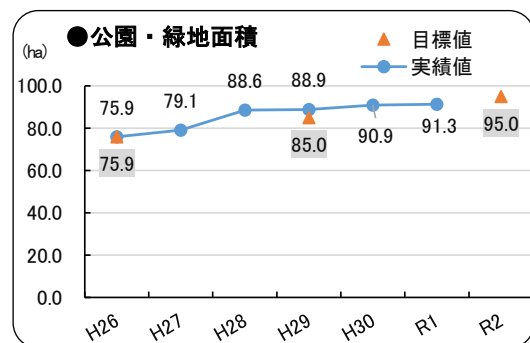
(6)基本方針6 うるおい豊かな環境づくり

達成目標1：市内で利用できる公園・緑地が増える！

達成目標2：誰もが快適で心地よいと感じる場所が増える！

公園・緑地面積は増加しており、ハード面の整備は進んでいますが、今後は、維持管理や今ある自然の利活用などが課題となります。

また、市内および居住地周辺の景観に好感が持てると感じる市民の割合は増加傾向にはありますが、目標値には達しておらず、うるおいと広がりのある自然景観や暮らしの中で育まれた歴史景観の保全と活用、賑わいと心地よさを感じる都市景観の創出を目指した取り組みを進める必要があります。



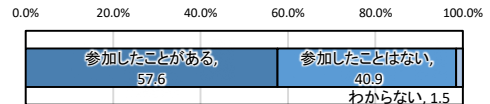
3. アンケート調査・ヒアリング調査結果

第3次草津市環境基本計画の策定に当たって、滋賀県や草津市で近年実施されたアンケート調査結果の収集と、市内の事業所を対象にしたヒアリング調査を実施しました。

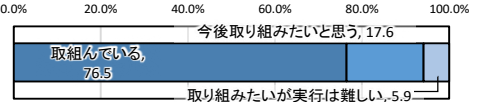
(1) 基本方針1 環境学習社会づくり

- ① 「びわ湖の日」の一斉清掃活動について、40.9%が活動について知っているが参加したことはないとしており、学習が必ずしも行動につながっていない状況にあります。
- ② 市民の環境学習への貢献について、ほとんどの事業所が前向きな意向を示していますが、そのうちの23.4%が実行には至っていない状況です。各主体による環境行動を支援する、または取組を実現していく仕組みを整える必要があります。
- ③ 事業所向けの環境関連の情報や、他事業所の取組事例など関連情報の提供、および関係機関（NPO、他企業）との調整、窓口としての役割が、行政に望まれています。

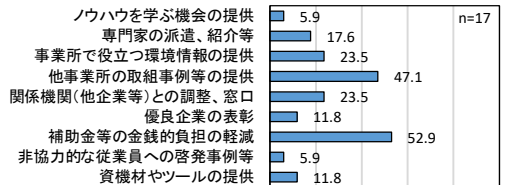
●びわ湖の日を知っている人の一斉清掃活動の参加経験
(出典：県政モニター「びわ湖の日」(R1))



●地域と連携した社会貢献活動への取組状況
(出典：本計画事業所ヒアリング)



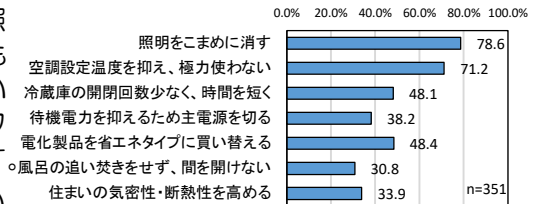
●行政に望む支援について (出典：本計画事業所ヒアリング)



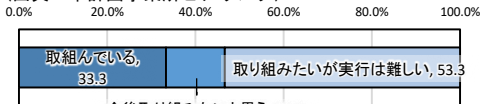
(2) 基本方針2 低炭素社会への転換

- ① 県民の暮らしの中における、省エネルギー・節電への心がけについて、容易にできる省エネ活動のうち、照明や空調については一定の取組みがうかがえるものの、その他の活動については十分に実施されていない状況です。環境負荷の小さいライフスタイル・ワークスタイルをさらに啓発していく必要があります。
- ② 太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用について、殆どの事業所が取組む意向を示しているものの、53.3%の事業所が実行は難しいとしています。課題を見極め、省エネルギー対策や、再生可能エネルギーの利用を促進していく必要があります。
- ③ 地球温暖化の影響を軽減・回避するための対策について、88.2%の事業所が取組む意向を示していますが、実際に取り組んでいる事業所は23.5%に留まっています。気候変動の影響による被害の回避、軽減対策（適応策）を普及させ、実施されるよう推進していく必要があります。

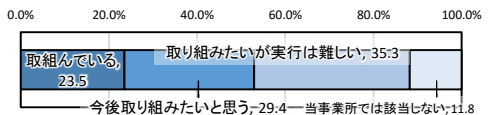
●省エネルギー活動の取組状況
(出典：県政モニター「エネルギー政策」(R1))



●再生可能エネルギーの利用状況
(出典：本計画事業所ヒアリング)



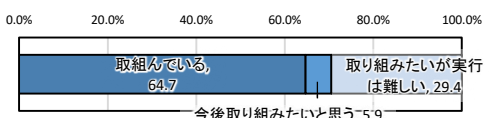
●適応策の取組状況
(出典：本計画事業所ヒアリング)



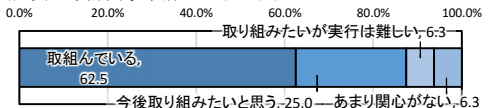
(3) 基本方針3 資源循環型社会の構築

- ① 3R（ごみの発生抑制、再利用、再資源化）の実践について、未だ29.4%は実行が難しいとしています。ごみの発生抑制・資源化について、さらに推進を図る必要があります。
- ② 節水など適切な水利用について、62.5%の事業所が取組んでいます。水循環利用に関するさらなる啓発が必要です。

●3Rの実践状況 (出典：本計画事業所ヒアリング)

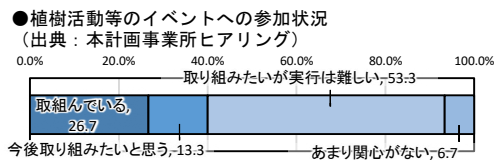
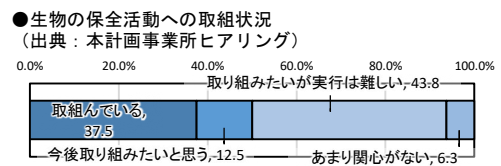


●適切な水利用の取組状況
(出典：本計画事業所ヒアリング)



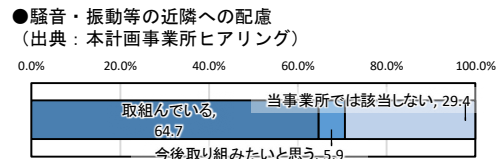
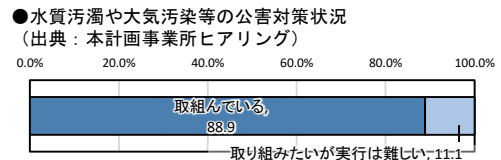
(4) 基本方針4 自然とともに生活する環境づくり

- ① 本計画事業所ヒアリングによると、生物の保全活動について、56.3%の事業所が取り組む意向を示しています。また、令和元（2019）年の県政モニターによると、生物多様性の保全のために、特に外来生物の影響や自然保護地域の拡大等について重要視されています。
- ② 本計画事業所ヒアリングによると、植樹活動等のイベントへの参加について、53.3%の事業所が参加意欲を示しています。また、令和元（2019）年の県政モニターによると、県民や事業者が自然環境の保全活動をしやすい環境を作ることが求められています。



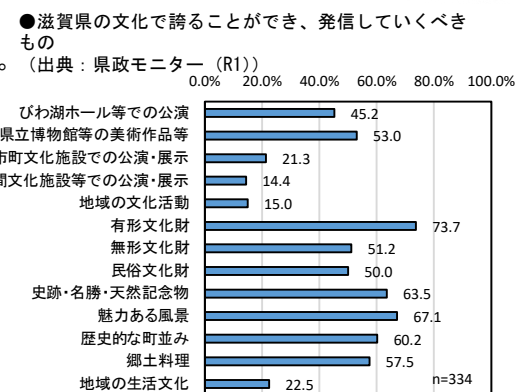
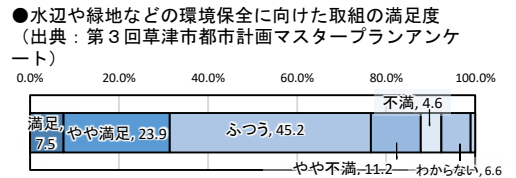
(5) 基本方針5 健全な生活環境の保全

- ① 水質汚濁や大気汚染等の公害対策について、該当する事業所のほとんどが取り組んでいるものの、未だ取り組めていない事業所もあるのが現状です。環境汚染等の未然防止に継続して取り組む必要があります。
- ② 騒音・振動等の近隣への配慮について、64.7%の事業所が取り組んでいます。取り組みができていない事業所もみられます。市民の身近な生活環境を保全するため、市民・事業者が自ら行う環境負荷低減の取り組みを支援する必要があります。

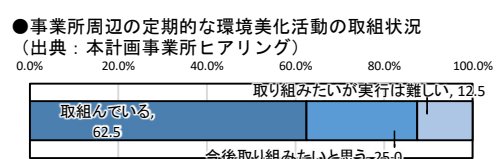


(6) 基本方針6 うるおい豊かな環境づくり

- ① 水辺や緑地などの環境保全に向けた取組の満足度について、普通という回答が45.2%で最も多く、満足しているのは31.4%となっています。公園・緑地の整備と景観形成について、今まで以上に積極的に取り組んでいく必要があります。
- ② 滋賀県の文化の中で誇りに思っていることとして、特に歴史や風景についての回答が多くなっています。歴史・文化資源を適切に保全しながら、その価値や魅力を活用していく必要があります。



- ③ 事業所周辺の定期的な環境美化活動にすでに取り組んでいる事業所は62.5%で、取り組み意向のある事業所は37.5%となっています。市民や地域等との協働のもとで、身近な自然やまちの美化に取り組んでいく必要があります。



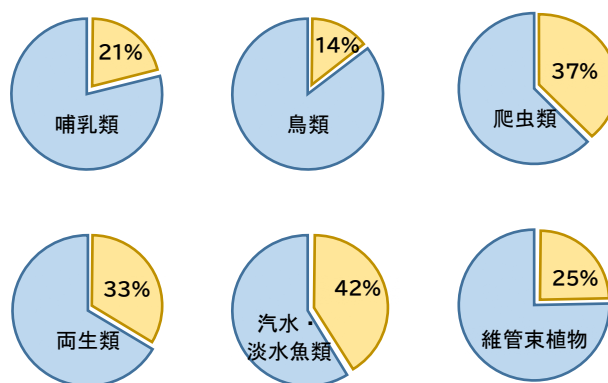
4. 環境の現状及び社会情勢

(1) 国内の環境の現状

ア. 生物多様性の危機

生物多様性は、森林の伐採や河川の改修等の人間活動によるもの、里山等の自然の手入れ不足による生態系への影響、外来種の日本への持ち込みによる生態系のかく乱、地球環境の変化等、様々な要因により危機に瀕しております。

これらの危機に対し、国や世界規模で様々な対策が講じられていますが、生物種の絶滅や生息・生育地域の縮小をはじめとして、生物多様性の危機は依然として進行しており、対策が求められています。



(出典：環境省HP)

図 絶滅の恐れのある日本の野生生物

イ. 資源循環

国内では、平成 12 (2000) 年の循環型社会形成推進基本法制定に伴い、資源循環型社会の形成が進みました。

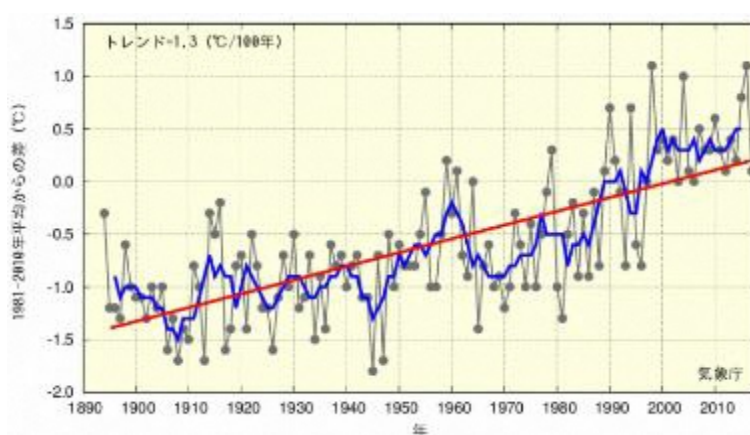
しかし、近年では、ライフサイクル全体での徹底的な「資源循環」を目指すため、分別とリサイクルの継続と 2R (発生抑制・再使用) を意識した取り組みや、「第 4 次循環型社会形成推進基本計画」において、家庭系食品ロスの削減目標を『2030 年までに半減 (2000 年比)』することが明記される等、新しい課題や取り組みも見られるようになっていきます。

(2)地球規模でみた環境の現状

ア. 気温の上昇

滋賀県内において、さまざまな要因により気温の上昇が見られます。彦根地方気象台の観測によると、1894年以降、100年あたり約1.3℃のペースで平均気温が上昇しています。

平成25(2013)年に公表された国連気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次報告書には、1880年から2012年までの世界平均地上気温は0.85℃上昇しており、地球温暖化は「疑う余地がない」ということが示されています。



(出典：気象庁HP)

図 年平均気温の変化(彦根地方気象台の観測結果に基づく)

イ. プラスチックごみ等による海洋汚染

マイクロプラスチックを含む海洋ごみによる海洋汚染、人為的な水銀排出や難分解・高蓄積性の有害化学物質による地球規模の汚染が深刻化しており、水、大気、食物連鎖等を通じた健康影響や生態系への影響が懸念されています。

※プラスチックごみによる汚染は琵琶湖でも同様で、令和元年に実施された湖底ごみの調査では、プラスチックごみの割合は体積比で74.5%となっており、湖底ごみにプラスチックごみが多いことが明らかになっています。

(写真) 疑似餌を飲み込んだ琵琶湖のフナの写真等

(3)これからより深刻化すると予測される課題

ア. 市域における高齢化の進展と人口減少による環境への影響

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、草津市においては、総人口は、令和 17 (2035) 年ごろまでは微増するものの令和 22 (2040) 年ごろに減少局面に入ると予測されています。年齢構成では、今後、高齢化率が上昇し、令和 32 (2050) 年には 30%に達すると予測されています。

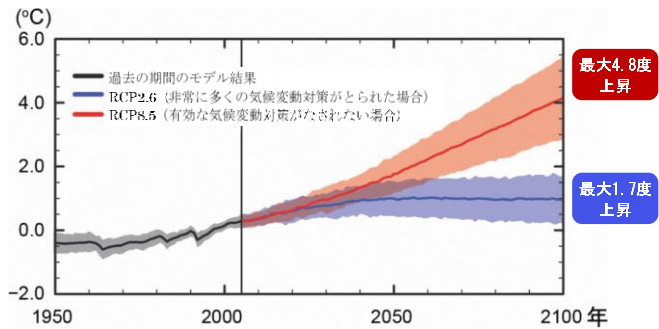
人口減少は、環境面にも影響を与えるおそれがあります。例えば、若年人口や生産年齢人口の減少は農業や漁業の担い手不足を招き、それに伴い農地や漁場の適切な管理が困難となり、農業・漁業活動によって支えられてきた豊かな生態系に影響を与えます。

社会面では、空き家や空き店舗が増加し、それに伴って処理責任が不明確な廃棄物が発生することなどが懸念されます。

イ. 地球規模でより深刻となる気温上昇

地球温暖化への有効な対策がなされず二酸化炭素の排出が続けば、今世紀末までに気温が最大約 4.8 度上昇すると予測されています。

特に北半球の極地など、地域によっては 10 度を超える上昇が起こる可能性があります。



(出典：IPCC 第 5 次評価報告書)

地球温暖化は、気象災害の発生、健康への影響、生態系や食料等への影響など様々な分野で影響をもたらします。また、気温や降水量が変わることで、感染症を媒介する動物が増えたり、分布が広がったりする可能性もあります。

サンゴが白化するなど生態系にも深刻な影響がでます。
写真提供(財)海中公園センター

ブナ林や亜高山帯・亜寒帯の針葉樹林の分布適地が減少する。

2100年までに地球の平均気温が3~4℃上昇する場合、日本では気候帯が4~5km/年のスピードで北上するという報告があります。

温暖化により、強い熱帯低気圧は今後も増加することが予測されており、その結果、激しい風雨により沿岸域での被害が増加する可能性があります。

猛暑日や熱帯夜が大幅に増える。熱波により、熱中症患者が増加し、デング熱や日本脳炎が発生する可能性が高まる。

沿岸域では海面上昇に高潮が重なることによる被害拡大、海面上昇による海岸浸食や砂浜の消失等が予想される。

(出典：環境省)

(4)生活様式の変化

新型コロナウイルス感染症の日本での拡大を受けて、政府では、感染拡大防止のために、「新しい生活様式」が推奨されるようになり、テレワークや時差出勤の推奨による働き方の変化、通信販売による購買や1人または少人数での買い物行動の推奨による日常生活の変化、対人距離をとることの推奨による余暇時間の変化など、市民の生活様式に大きな変化が生じることが予測されます。

感染症対策として物理的距離を保ちながら、環境活動を含めた新しい形でのコミュニティ活動の重要性が高まると考えられるとともに、新しい在り方を模索する必要があります。

コラム 地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）

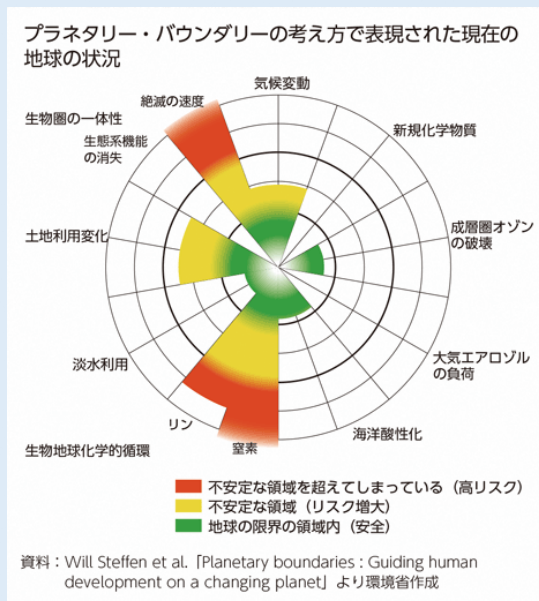
人間の活動が地球システムに及ぼす影響を客観的に評価する方法の一つに、地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）という考え方があります。

地球の限界は、人間が地球システムの機能に9種類の変化を引き起こしているという考えに基づいています。（右図）

この9種類の変化が、人間が安全に活動できる範囲にとどまれば、人間社会は発展しますが、境界を越えることがあれば、人間が依存する自然資源に対して回復不可能な変化を引き起こされます。

生物地球化学的循環、生物圏の一体性、土地利用変化、気候変動については、人間が地球に与えている影響とそれに伴うリスクが既に顕在化しており、人間が安全に活動できる範囲を越えるレベルに達していると分析されています。

（出典：環境省 平成29年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書）



5. 国際的な動き

(1) パリ協定

温室効果ガスの累積排出量が気候変動の原因となること、また、気候変動による深刻な被害（自然災害等）が発生することを回避するため、今世紀中の脱炭素化が必要であるとされ、平成27（2015）年12月にパリで開催された第21回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、令和2（2020）年以降の温室効果ガス排出削減のための国際的な枠組を定めたパリ協定が採択され、平成28（2016）年11月4日に発効しました。

パリ協定は、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすることを目的としており、温室効果ガスの削減と、適応能力の拡充を目標としています。

(2) SDGs (Sustainable Development Goals)

平成27（2015）年9月に開催された国連総会において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

これは、平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標として、17の目標とそれに付随する169のターゲットから構成されており、「経済・社会・環境」の3つの側面を統合的に解決する考え方を謳っており、先進国を含めた国際社会全体が、将来にわたり持続可能な発展ができるよう、それぞれの課題に取り組むことが必要であるとされています。

SDGsでは気候変動をはじめ、環境に関する項目が多く含まれており、本計画の施策を推進していくことでSDGsの実現につながるものです。

（出典：農林水産省HPほか）



6. 国の環境政策

(1) 第五次環境基本計画

平成 30（2018）年 4 月に閣議決定された第五次環境基本計画では、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方を活用しながら、環境の課題、経済の課題、社会の課題を「同時解決」して将来にわたって質の高い生活をもたらすことを目指しています。

また、目指すべき社会の姿として、地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完して支え合う持続可能な循環共生型の社会（「地域循環共生圏」）を提唱しています。

※環境、経済、社会の課題として、それぞれ以下のような課題を例示しています。

【環境の課題】 温室効果ガスの大幅排出削減、資源の有効活用、
森林・里地里山の荒廃、野生鳥獣被害など

【経済の課題】 地域経済の疲弊、新興国との国際競争、技術革新への対応など

【社会の課題】 少子高齢化・人口減少、働き方改革、大規模災害への備えなど

7. 県の環境政策

県では、目標を令和 12（2030）年とする長期ビジョンとして、県が持続可能に発展するための道筋や施策等を示す「持続可能な滋賀社会ビジョン」を平成 20（2008）年 3 月に策定していることに加え、「第五次滋賀県環境総合計画」を平成 31（2019）年 3 月に策定しています。

「第五次滋賀県環境総合計画」では、計画の目標を「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築」として定めて、分野をまたいだより一層の連携によって、施策・取組の相乗効果を高めて課題の同時解決につなげることを目指しています。

